

A Research on Financial Reporting in the U.K.

Kazumoto IDO

Toyohashi SOZO College

Keywords

True and Fair View, Companies Act, EU Fourth and Seventh Directives,
International Harmonization, Mutual Recognition

Abstract

Accounting practice in the U.K. has a strong tradition of professionalism. Statute law and accounting standards set general bounds on requirements but the professional accountant determines the detail of practice. The accounting profession is well established and there is a relatively wide requirement for audit of company accounts.

Tax law has developed separately from accounting law and there is no requirement that accounting profit must be calculated under fiscal rules to be an acceptable base for taxable profit. Membership of the EU, and the adoption of the Fourth and Seventh Directives, brought more specific requirements in the shape of accounting formats not hitherto known. Group accounting, and in particular consolidated accounting, was well established from 1948 onwards.

Companies act concentrates primarily on protection of shareholders and creditors. Other sources of authority indicate a concern with wider stakeholders. From time to time there have been concerns to ensure that the needs of employees are addressed and that the public interest is taken into account; this depends to some extent on the political views of the government of the day.

The current approach to standard setting places particularly strong emphasis on the needs of users, although there is no clear statement of their needs.

イギリス財務報告研究

井戸 一元

はじめに

多国籍企業(multinational enterprise : MNE)の会計基準としてデ・ファクト・スタンダード(de facto standard)を担うと期待されているのは、国際会計基準(International Accounting Standards : IAS)である。パブリック・セクターである証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions : IOSCO)による承認を待つ段階に至っている。このIASに対してもっとも影響を与えたと言われるのが、イギリス、アメリカ両国を中心としたアングロ・サクソン型会計システム、英米法系の制度をもつ国々の論理である。

イギリスの会計規制の近年の動向は、会社法(Companies Act)においてはEC(欧州共同体 : European Communities)会社法指令の国内化を通しての大陸諸国の影響を、そして会計基準においては基準設定機関やそのプロジェクトにおいてアメリカの影響を受けてきている。1980年までの会社法は、開示規制が会計上の主な役割であったが、現在では会社法のなかに認識・測定に関する規定が導入されている。また、会社法には規定されていない、会計基準に基づく開示も実施されるようになってきている。さらに、会社法において会計基準の諸概念が定義され、プライベート・セクターが提案する会計基準に対して、間接的にはあ

るが、法的根拠が与えられている。このような意味でイギリス会計は、もはや純粋なプライベート・セクターによる主導的な国とは言えなくなっている。

本稿では、会社法が会計に関するフレームワークを設け、会計基準がより詳細に、そして具体的に規定しているという合意のもとで、イギリスの会計規制について会社法と会計基準の調整過程と現状、そして残された問題点を提示する。このような合意のもととは言っても、実際には会社法と会計基準の間では、その調整は今後の課題とされている力所も随所に残されているからである。そこで次節以下で、財務報告制度の沿革、同制度のフレームワーク、情報報告書の開示内容、そして先の沿革に基づき財務報告制度の特質について検討を加える。

財務報告制度の沿革

ヨーロッパにおいてアングロ・サクソン型会計システムをもつ代表であるイギリスの財務報告制度は、現在、会社法と会計基準を中心に行われているが、こうした会計規制の確立に至るには、次のような沿革をたどっている。特に、会社法の改正点に注目しなければならない。(図表1「イギリス財務報告制度の沿革」参照)

図表1 イギリス財務報告制度の沿革

1719年	泡沫条例法
1825年	泡沫条例廃止法
1834年	商事会社法
1837年	勅許会社法
1844年	株式会社委員会報告(グラッドストーン委員会報告(Gladstone Committee Report))
1844年	鉄道会社法, 会社登記法, 銀行会社法
1845年	公益事業会社条例法
1846年	穀物法の廃止
1849年	鉄道会社会計の監査に関する委員会報告
1855年	有限責任法
1856年	会社法, 銀行会社法(銀行の有限責任法)
1857年	不正防止法
1862年	会社法
1867年	会社法
1868年	鉄道事業法(複会計制度導入)
1870年	生命保険会社法
1879年	銀行会社法
1870年代 ~ 80年代	綿工業, 鉄鋼, 機械, 造船, 醸造を中心とする株式会社法
1873年 ~ 1896年	大不況時代
1890年	パートナーシップ(無限責任制)法, 会社破産法, 取締役責任法
1895年	会社法改正委員会報告(デイビー委員会報告(Davey Committee Report))
1900年	会社法
1906年	会社法改正委員会報告 (ロアバーン(ウォーミングトン)委員会報告(Loreburn Committee Report))
	1862年会社法の第1付表の改訂
1907年	会社法
1908年	会社法
1910年	Pearson and Knowles Coal and Iron Co. 英国で最初の連結貸借対照表を公表
1914年 ~ 1918年	第一次世界大戦
1918年	会社法改正委員会報告(ウレンブリー委員会報告(Wrenbury Committee Report))
1926年	会社法改正委員会報告(グリーン委員会報告(Greene Committee Report))

1928年	会社法
1929年	会社法，大恐慌
1939年	証券取引所の連結財務諸表の公表要求
1939年～1945年	第二次世界大戦
1942年	ICAEW，会計原則勧告書を公表開始
1945年	会社法改正委員会報告(コーエン委員会報告(Cohen Committee Report))
1947年	会社法
1948年	会社法
1958年	不正投資防止法
1962年	会社法改正委員会
1967年	会社法，ボンド切下げ
1972年	上場認可規定
1976年	会社法，EC会社法指令第2号 「公開株式会社の設立，資本の維持と変更について」
1978年	EC会社法指令第4号「会社のタイプ別年次計算書類について」
1980年	会社法
1981年	会社法
1983年	EC会社法指令第7号「連結計算書類について」
1984年	EC会社法指令第8号「会計報告書の法定監査に携わる者の承認について」
1985年	会社法
1986年	金融サービス法
1989年	会社法
1990年	財務報告審議会理事会(FRC)設立

(出典)山浦久司著『英国株式会社会計制度論』白桃書房，1993年，551頁～557頁参照。

次に示すのは，主な会社法の改正点である。

- 1844年会社法
会社法における最初の会計規制，財務報告の開示について「完全かつ公正な」貸借対照表の作成を要求，監査人による監査報告書の作成を要求する法。
- 1856年会社法
損益計算書の作成を要求，貸借対照表の分類表示，資産および負債の開示項

目などを規定。

- 1862年会社法
「会計規定が含まれ，年次株主総会に損益計算書と貸借対照表を提出するための規定」「年次監査のための規定(任意)」が含まれていた。
- 1900年会社法
会計記録と貸借対照表の年次監査が強制化(強制監査制度の確立)。監査人は，年次株主総会において貸借対照表の報

告義務が課されたが、総会に欠席した株主を含めて、すべての株主に貸借対照表を送付し公表する義務はなかった。

- 1908 年会社法
公開会社 (public limited company : PLC) に対する要件が導入された。公開会社のみ、貸借対照表を公表し、会社登記所に届け出ることが義務づけられた。1907年会社法は、1908年会社法に統合。
- 1929 年会社法
年次株主総会に損益計算書を提出することを義務づけた。取締役報告書を提出することを義務づけた。ただし、損益計算書は強制監査の対象とはならなかった。取締役報告書、貸借対照表および監査報告書は、年次株主総会の前に株主に送付し、会社登記所に届出が義務づけられた。
- 1941 年、政府はコーエン委員会を設置
同委員会は、1931 年のロイヤル・メール・スチーム・パケット (Royal Mail Steam Packet, RMS) 社事件をはじめとするいくつかの会計不祥事が発生していたにも関わらず、職業会計士団体が何ら対応策を提示しなかった点を強く批判、イギリスのプライベート・セクターによる会計規制を唱えた。また、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountant of England and Wales : ICAEW) は、1942 年から 1969 年まで連邦議会の権威において『会計原則勧告書』を公表。
- 1947 年会社法
監査済財務諸表の公表を義務づけた。これ以降、会社会計規定は、その根本理念となっている「真実かつ公正な概観 (true and fair view : TFV)」概念を規定

し、財務諸表は同概念によることが義務づけられた。

- 1948 年会社法
株式会社に財務諸表の開示を義務づけた。連結損益計算書と連結貸借対照表の形式での公表を義務づけ、監査人は認可された職業会計士団体の1つの会員であることが義務づけられた。1947年会社法は、1948年会社法に統合し、総括法となる。
- 1967 年会社法
損益計算書に適用可能な最低の開示要件を拡張するとともに、取締役報告書の追加開示を義務づけ、殊に私的会社も会社登記所にその財務諸表を届け出ることが義務づけられた。
- 1973 年、EC に加盟
- 1981 年会社法
EC会社法指令第4号「個別財務諸表における情報開示、情報の分類と表示、評価方法に関する規定」は、1978年にEC理事会で承認を得ていたが、81年会社法においてようやく実施に移された。財務諸表の作成に用いられる形式、内容および評価基準について法制化。
- 1985 年会社法
EC会社法指令を国内化。1948年～1981年会社法の統合を果たした。
- 1989 年会社法
EC会社法指令第7号「連結財務諸表に関する規定」は、1983年にEC理事会で承認を得ていたが、89年会社法においてようやく実施に移された。会計基準審議会を認め、公開会社およびその他の会社の取締役に対して基準に準拠しているか否かについて開示することが義務づけられた。なお、同第8号「監査人

の資格」への調整も果たした。

財務報告制度のフレームワーク

イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドからなる連合王国である。したがって欧州連合 (European Union: EU) 域内にあってイギリスの立場は、国の内外において複雑なものを保有していると言わざるを得ない¹⁾。成文法の国となることを避け、慣習法(コモン・ロー、不文法)の国として存続し、会計規定の中心理念TFVを重視する国としても有名である²⁾。アイルランド共和国は例外であるが、成文化された憲法は存在しない。グレート・ブリテンは、同じ連合王国を構成しているアイルランド共和国とほぼ同じ会計ルールをもつが、アイルランド共和国が唯一、憲法を成文化している点で、グレート・ブリテンとアイルランドとは制度が異なる。

また、わが国の公認会計士に相当するのは、勅許会計士(Chartered Accountant: CA)であるが、この会計士団体としてはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会、スコットランド勅許会計士協会およびアイルランド勅許会計士協会の3つがある。1970年代末までは、これらの全地域にわたって統一された会計基準設定主体は存在せず、国内の統一会計基準も存在しなかつ

た³⁾。

イギリスの財務報告は、3つの法律のフレームワークのもとでルール化されて運用されている⁴⁾。

政府が立法した法令

特別に決定された問題または一層、低い権威の最終決定を伴わない付随的意見として裁判所が討議したに過ぎない問題として、いずれかによる裁判所の決定

口頭または文章でまだ示されていないが存在し、裁判所によって認識可能と思われる慣習法の体系

図表2「イギリスにおける会計基準設定体制」⁵⁾は、現在の会計基準設定主体およびそのサポート体制を示している。

1970年、イギリスとアイルランドの職業会計士団体は、会計基準運営委員会(Accounting Standards Steering Committee: ASSC)を設置し、自己管理規制を図ったが、同委員会は会計基準委員会(Accounting Standards Committee: ASC)と名称変更を伴いはしたが、6つの職業会計士団体が自己の名において会計団体諮問委員会(Consultative Committee of Accountancy Bodies: CCAB)との合同体制によって会計基準「標準会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice: SSAP)」を公表し、イギリスにおける「一般に認められた会計原則」として採択され実施された。SSAPとしては、1990年7月までに25公表されているが、財務諸表の形式および内容

1) Steve Lawrence, *International Accounting*, International Thomson Business Press, 1996, p. 160.

2) 千葉準一著『英国近代会計制度 ~その展開過程の探求~』中央経済社, 1991年, 326頁。

3) David Alexander and Simon Archer, *European Accounting Guide*, 2nd edition, Harcourt Brace Professional Publishing, 1995, p. 915.

4) 武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『経営学研究(愛知学院大学)』第8巻第3号, 1999年2月号, 43頁。

5) 武田安弘稿 前掲論文, 46頁。

に関して会社法の規定を補足する役割を果たすとともに、同基準に会計士は従わなければならない。だが、あくまでSSAPは法律上の裏づけがある訳ではないため、企業はSSAPからの離脱や軽視を実務において行うようになったため、法の整備が望まれるようになった⁶⁾。

1990年7月には、会計基準委員会(Accounting Standards Committee: ASC)とCCABの体制は崩壊し、同年8月には財務報告評議会(Financial Reporting Council: FRC)、会計基準審議会(Accounting Standards Board: ASB)、会計基準違反審査会(Review Panel)の3組織体制が確立した。これらの3組織は民間団体ではあるが、職業会計士団体からは独立しており、ASBが作成・公表する『財務報告基準(Financial Reporting Standards: FRS)』が、イギリスの一般に認められた会計原則となった。ASBは、ASCが作成・公表し今なお効力をもつ22のSSAPに対して、すべてを会計基準として認定しており、FRSはSSAPの欠点であった法的権限も与えられるに至っている。田名部氏は、1975年(その後、1986年改訂)のSSAPの説明文のなかを要約して、SSAPとIASとの関係を次のように説明している。

「会計士団体は、会計基準の国際的調和化を推進することが重要だと考えている。会計士団体は、これまで、この調和を推進するために、一体となって、IASCの事業を支持してきた。そうした支持の一環として、会

計基準は、それぞれ該当するIASとの関係を説明するためのセクションを設けている。ほとんどの場合、この会計基準に準拠すれば、IASにも準拠したことになる。そうではない場合、イギリスおよびアイルランドの会計基準の方で、両者の相違を説明している。万が一、両基準が大きく相違することがあるとすれば、イギリスおよびアイルランドの会計基準を採用することになる⁷⁾と。このように、ASCが設立された時点から、ASCは会計基準の国際的調和化を意識してきた。

ASBが公表する会計基準が、イギリス会社法でいうところの会計基準であることが条文上で明示され、商法上認知されることになった。ASBが真のイギリス会計基準の設定主体となったことになる⁸⁾。

ASBは、ASCが公表したSSAPのうち、22の基準を会社法で認められるべき新たに会計基準として公表するものは、FRSと呼ばれることになり、96年5月までに8つのFRSが公表されている。FRSとなる前段階の草案は、財務報告公開草案(Financial Reporting Exposure Draft: FRED)と呼ばれる。

FRSに準拠しない会社については、会計基準からのどのような離脱にも、説明と財務的影響の開示を義務づけるという法的承認を得た。

1993年のFRS前文にも、IASとの関係をめぐって次のような記述がある⁹⁾。

「FRSは、国際的な動向に十分な注意払って決められる。ASBは、IASCが国際的な

6) 田中 弘著『イギリスの会計制度 ～わが国会計制度との比較検討～』中央経済社、1993年、122頁。

7) 田名部雅文稿「イギリスにおける国際会計基準導入状況」『JICPAジャーナル』1996年11月、28頁。

8) Lee H. Radebaugh & Sidney J. Gray, *International Accounting and Multinational Enterprises* (fourth ed.), John Wiley & Sons, INC., 1997, p. 84.

9) 田名部雅文稿 前掲論文 29頁。

財務報告を調和しようとしていることを支持する。そのような支持の一部としていずれのFRSにも、同一のテーマを取り扱ったIASとの関係を説明した一節を設けている。ほとんどの場合、FRSに準拠すれば、自動的に該当するIASにも準拠したことになる。会計基準の要件とIASが相違する場合は、ASBの会計基準の適用を受ける報告実体は会計基準に従うべきである。」これは、IASへの準拠性について、ASBがASCとまったく同様の立場をとることを改めて表明したものである。

情報報告書の開示内容

イギリスにおいては、すべての有限責任会社の個別財務諸表と連結財務諸表は、会社登記所に提出が義務づけられており、公開会社はアニュアル・レポートを株主に送付することが義務づけられている。EC会社法指令第4号では、アニュアル・レポートが公表されていない場合、会社登記所での公衆利用ができるようにしなければならない旨、第47条1項にて規定されている。

現行の会社法は、1989年に一部改正された1985年会社法である。85年会社法は、計算書類について第226条(2)において、「貸借対照表は期末における会社の財政状態(the state of affairs)」に関して真実かつ公正な概観を提供しなければならず、損益計算書は当該会計期間の会社の損益に関して真実かつ公正な概観を提供しなければならない」と規定している。同概観は、イギリス会社法の最高規範概念である。EC会社法指令との調整の結果、貸借対照表および損益計

算書の形式と内容、注記形式で開示されるべき追加情報について1985年会社法の付則4(schedule 4)は、詳細な会計規定を設けている。そしてこの規定への準拠を第226条(3)にて指示している。また、第226条(4)にて、付則4および会社法のその他の規定に準拠して作成された計算書類が真実かつ公正な概観を提供するのに不十分な場合、必要な範囲で追加情報を開示しなければならない旨、規定している。さらに、イギリス会社法の特徴として「離脱規定」第226条(5)をあげることができる。「特別の状況において関連規定への準拠が真実かつ公正な概観の要請と一致しない場合には、取締役は真実かつ公正な概観を提供するために必要な範囲で当該規定から離脱しなければならない。離脱が行われた場合には、その理由および影響が計算書類に対する注記において示されなければならない。」¹⁰⁾これは、イギリスが慣習法の国であることから、厳格な法規への準拠性をとってはいないことを意味する。

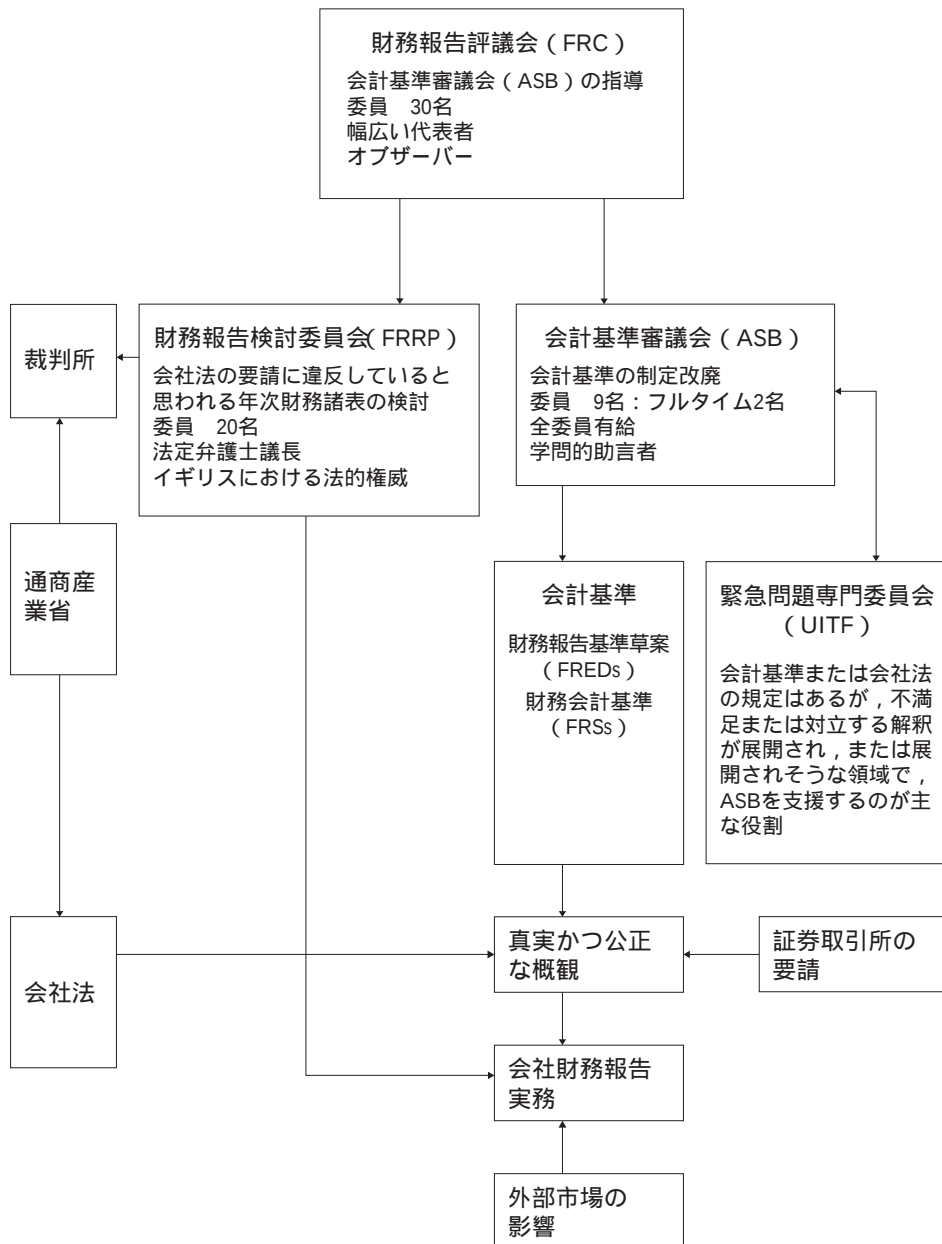
1989年会社法においては、「計算書類が適用可能な会計基準に準拠して作成されたか否か、またそれからの重大な離脱があった場合にはその旨およびその理由が示されなければならない。」(付則4、36A条)が、85年会社法に新たに追加された。これは、会計基準に対して法に準ずる地位を認めたものと言える。

イギリスの企業形態は、会社(公開会社・私会社(private limited company: Ltd.))、組合、個人企業に分けられる。公開会社・私会社においては、1985年会社法は次の書類の提出を義務づけている。¹¹⁾

10) 石川 昭・佐藤宗弥・田中隆雄編著『現代国際会計』税務経理協会、1996年、57頁。

11) 権 泰殷編著『国際会計』創成社、1995年、48頁。

図表2 イギリスにおける会計基準設定体制



(出典) 武田安弘稿「イギリスにおける財務情報ニーズと財務報告」『経営学研究(愛知学院大学)』第8巻
第3号, 1999年2月号, 46頁。

- 年次申告書(annual return)
- ……………「会社登記所」届出用書類
- 年次報告書および計算書
- (annual reports and accounts)
- ……………「年次株主総会」提出用書類
- 2.1 損益計算書およびグループ損益計算書
- 2.2 貸借対照表およびグループ貸借対照表
- 2.3 監査報告書
- 2.4 取締役報告書
- 2.5 計算書類注記

財務報告制度の特質

イギリスの財務報告制度の特質を沿革の観点から捉えることにする。

1933年、ロンドン証券取引所は連結財務諸表の公表に関する規則を表した。第二次世界大戦によって当時の上場企業には適用されずに終わったが、企業サイドからの連結財務諸表の開示に対する反対運動は対戦の影響から大幅に後退した。同時に、情報利用者サイドからの情報開示要求についてもトーンダウンした。1945年のコーエン委員会の勧告を受けて、ヨーロッパで初めてイギリスは、1947年会社法(1948年会社法に統合)において、持株会社に対して連結財務諸表の公表を要求した。1948年会社法は、1967年の会社法改正、1985年会社法の整理統合を経て、EC会社法指令第7号への準拠をめざした1989年会社法に至るまで、そのまま引き継がれた。

イギリスでは、1948年会社法によって連結財務諸表が法律的に強制されるようになったが、具体的な会計処理法にまでは規定していなかったため、職業会計士団体が

会計基準の設定に取り組むことになった。ICAEWが1977年7月に公開草案第20号「グループ財務諸表」を公表した。1978年9月には、ICAEW内に設けられたASCがSSAP14「グループ財務諸表」を公表した。グループ財務諸表は、原則として連結財務諸表の形態をとってはいるが、必ずしもそれだけをさしているのではなく、さまざまなそれに代わる表示形式が認められていた。1989年会社法において初めて、グループ財務諸表は原則として連結財務諸表でなければならない、と規定された。(第227条(2))

SSAP14は、イギリスで初めての連結会計基準書である。この基準書は、1985年の会社法で国内法化された。この基準書の公表前後から会計基準と法律の関係の曖昧さが論争の原因となり、1988年の「会計基準づくり」についてのディアリング委員会報告を待つこととなった。その結果、会計実務規制に利害が絡む広範囲の機関により支援された財務報告評議会(FRC)の下で、会計基準設定のための新しいフレームワークが導入されることになった。その間に、1983年6月には、EC会社法指令第7号が制定され、これによりイギリス1985年会社法(1989年会社法により改正された)として国内法化されたが、新たな会社法の規定は、会計基準書とは相違することになった。1990年6月、ASCが公開草案「連結財務諸表」を公表した。その後、1990年12月、新しく会計基準設定主体となったASBがSSAP14を吸収する形で中間報告書(Interim Statement)「連結財務諸表」を公表し、会社法と会計基準書の目的が同一となるように調整された。この中間報告書を最終的なものとする方向で、調整が図られた結果、1992年7月にFRS2「子会社の会計」

が公表された。これは、国際的に調和を果たした基準である。¹²⁾

現在の連結会計は、主に3つの制度上でなりたっている。

EC会社法指令第7号によった1989年会社法

1992年7月に採択され、1992年12月以降に採用されるようになったFRS2【FRS2は、会社法を適用するための施行令にあたるものであり、必要に応じて会社法の条文を補足する。(FRS2, p. 9, footnote)ただし、1985年会社法付則4Aが、現在有効であることから、連結会計の手続きについて詳細な規定を行っている。】

関連会社に関するSSAP1「持分法」

なお、TFVにより、現行法規定の遵守が困難である場合には、法規からの離脱を正当化するのであるが、対立する会計実務と会社法の衝突は回避されるものの、この規定の濫用による粉飾の恐れを気にしなくてはなくなる。TFVの適用は制限されるべきであり、TFVとはいかなるものであるのか、明確にされなければならない。イギリスにおいては、公開会社と私会社が有限責任会社の大半を占める。公開会社約12,000社のうち、国内上場企業は約2,000社である。私会社、約948,000社を銀行や保険会社といった一部の例外を除いて、大・中小に区分し、中小会社については、規定の適用が一部軽減されている。こ

の点で問題が残る。¹³⁾

中小の規模の区分は、次に示す3つの区分による。売上高(小会社:280万ポンド未満, 中会社:280万ポンド以上, 1,120万ポンド未満) 資産総額(小会社:140万ポンド未満, 中会社:140万ポンド以上, 560万ポンド未満), 従業員数(小会社:50人未満, 中会社:50人以上, 250人未満)のなかで、2つ以上の条件を満たす場合に、該当する規模の会社と認定される。なお、公開会社については、たとえこれらの基準に該当していても、規模による区分の適用は受けられない。イギリスでは、すべての会社に対して、監査・計算書類(貸借対照表, 損益計算書, 付属説明書(notes), 取締役報告書, 監査報告書)の作成と計算書類の登記担当者(Registrar)への提出を義務づけられている。小会社の場合は、大会社のような詳細な貸借対照表, 付属説明書, 取締役報告書の作成義務はなく、登記担当者への提出書類も簡素化されている。簡略な貸借対照表, 付属説明書, そして監査報告書だけでよいことになっている。1995年からは、売上高が35万ポンド未満の私会社に対する監査も免除されている。中会社については、登記担当者への提出書類の一部である損益計算書の簡素化と、付属説明書の売上高の明細報告が免除されている。¹⁴⁾こうした会社の規模別報告は、EC会社法指令の国内化に伴ってイギリスに導入された結果である。

また、新たな動向として、保有利益(未実現利益)の開示について総認識利益・損失計算書を提唱するなど、今後のイギリス会

12) 山地範明著『連結会計の生成と発展』中央経済社, 1997年, 244頁。

13) Nobes, Christopher and Robert Parker, *Comparative International Accounting*, 4th ed., Hertfordshire, 1995, p. 177.

14) *Ibid.*, p. 190.

計の動向に注目しなければならない。

本研究は、平成10年度文部省科学研究費「基盤研究(CⅩ1)」の補助金を受けた研究成果の一部である。